

# 2019 年度事業報告書

公益社団法人 日本複製権センター

## I. 法人の概況

### 1. 2019 年度の活動

2019 年度は、2018 年度に開始した電磁的複製管理の徹底を目指すと共に、無許諾利用が未だ蔓延している現状を抜本的に打開するための礎となる取り組みを推進した。

なお、旧事務所のビルが改築となるのを契機に 2020 年 1 月に港区北青山三丁目から港区愛宕一丁目に事務所を移転、1 月 14 日より新事務所にて業務を開始した。

### 2. 委託管理事業管理概況(2020 年 3 月 31 日現在)

(1)管理出版物数/管理著作物数、各構成団体及び個別委託者より委託されている出版物数/著作物数は、以下の通りである。

- ①「一般社団法人学術著作権協会」: 定期刊行物 2,524 点、書籍 2,961 点
- ②「新聞著作権協議会」: 69 社、98 紙
- ③「著作者団体連合」: 合計 14,784 名の著作者による全著作物
- ④個別委託者からの委託著作物 団体 71,215 点、個別出版者 19,402 点

(2)契約者数

契約件数 2,594 件

グループ企業を含めた利用者数は 5,038 者

(3)使用料収入

使用料収入額は 512,955,356 円(2018 年度 425,254,888 円)

(4)分配額

2019 年 9 月に分配した 2018 年度収入に対する分配額は 302,826,179 円  
(2018 年 9 月分配額 281,636,573 円)

## II. 事業の状況

### 1. 2019 年度事業計画のうち重点事業に対する取り組み

(1) 電磁的複製利用許諾を含む契約促進のさらなる取り組みについて

2018 年度に開始した電磁的複製利用許諾の普及促進のため、紙への複写利用許諾契約からの切り替えが行われていない既契約利用者への案内、2019 年 7 月に実施のセミナー(440 名参加)、東名阪において計 8 回の著作権講座等(642 名参加)と連動した新規契約促進に取り組んだ。これらの取り組みにより、電磁的複製利用許諾の新規および切り替えの契約者件数は、前年比で官公庁等を中心とした単年度契約件数が 362%、一般企業等を中心とした自動継続契約件数が 195%となった。

また、今後の無許諾利用の抜本的な解消や企業等の著作権に係るコンプライアンスの基礎として、当センターとの利用許諾契約締結の必要性、重要性の普及啓発

の促進を目的とし、日本行政書士会連合会や一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会との連携を目途として、関係構築の端緒となる調整を開始した。

(2) 新方式実態調査の実施について

タブレット端末を入力装置として用いた新方式実態調査の概要が固まったことを踏まえ、契約者にとって簡便な報告が可能となり且つ当センターでの集計の迅速化が図れるよう、当該タブレット用の入力システム開発を行った。

(3) 国際的な連携の実現と国際戦略の策定について

2019年11月、英国エジンバラにおいてIFRRO(世界複製権機構)の年次総会に出席し、海外から注目を浴びている教育補償金制度の概要等日本の概況について報告を行ったほか、アジアやヨーロッパ等の海外RROと双務契約に関する情報交換を行った。

(4) 教育機関における許諾環境の整備について

2019年1月に設立された一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)の業務に協力するとともに、授業目的公衆送信補償金制度及びSARTRASが行うライセンス環境の整備に係わる当センターの役割について検討した。

2. 2019年度事業計画のうち、経常事業に対する取り組み

(1) 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業

① 複製使用料の徴収

2019年度における複製使用料徴収額は512,955,356円となり、予算478,000,000円に対して34,955,356円の増収となった。

② 複製使用料の分配

2018年度に徴収した使用料総額425,254,888円から管理手数料を控除した302,826,179円を、2019年9月末に権利者団体及び個別委託者に分配した。各権利者団体及び個別委託者への分配額は以下の通りである。

著作者団体連合	106,446,987円
一般社団法人学術著作権協会	78,246,829円
新聞著作権協議会	101,573,274円
個別委託者小計	16,559,089円
合計	302,826,179円

3. 著作権思想の普及・啓発及び調査研究に関する事業

(1) 一般及び利用者への著作権思想普及・啓発活動

① JRRCの自主事業

(ア) JRRC主催の著作権セミナー、講演会等の開催

2019年7月に、文化庁の後援を得てJRRC著作権セミナーを開催した。参加者数は440名であった。

(イ) メールマガジン等による著作権思想の普及・啓発活動

年間で合計34回メールマガジンを発行し、利用者に対する著作権思想の普

及・啓発活動に努めた。

(ウ)利用企業・団体における著作権講習会への講師派遣  
2019年度は、実施しなかった。

(エ)利用者・一般を対象とした小セミナー、懇談会の定期的開催

2019年度はJRRC企業・団体のための著作権講座初級講座と中級講座を東京地区年間4回、関西地区2回に加え新たに名古屋地区で2回の合計8回開催し、参加者数は合計642名であった。

(オ)ホームページ、インターネット及び業界紙等での広報・宣伝活動の実施

広報媒体として経団連タイムズ、日本生産性新聞、日本事務機新聞等の各種メディアに対し広告を掲載し、著作権思想の普及・啓発及び個別委託制度等の告知を行った。委託および契約促進を目的に日本書籍出版協会の加盟社を対象に、JRRC著作権管理事業の内容紹介パンフレットを送付した。

②文化庁、著作権情報センター等の著作権思想の普及・啓発事業への協力等

(ア)文化庁著作権セミナーへの協賛団体としての協力・参加

全国10会場で開催された著作権セミナーに対し、資料提供等の協力を行った。

(イ)同庁の教職員著作権講習会における著作権思想の普及・啓発活動への協力  
全国2会場で開催された教職員著作権講習会に対し、資料提供等の協力を行った。

(ウ)著作権情報センターの正会員として同センターの著作権思想の普及・啓発活動への協力

著作権情報センターの総会・理事会等に参加し、著作権思想の普及・啓発活動に正会員として協力を行った。

(2) 調査・研究

2019年5月にベルリンで開催されたPDLN(Press Database Licensing Network)年次総会へ参加し、ヨーロッパにおけるメディアモニタリング事業者(MMO)の提供するサービスがより高度化されていくにつれて出版者や著者との関係強化がより重要になっていることや、EUの検討している各種デジタル規制がMMOビジネスに対しどのような影響があるか等について情報収集を行った。

(3) 国際活動への取り組み

① IFRRO(世界複製権機構)との連携

2019年4月にシンガポールで開催されたIFRROのAPC(Asia Pacific Committee)会議に参加した他、11月には英国エジンバラにおいてIFRRO年次総会に参加し、各国RROと著作権管理事業に関する意見交換を行った。

② PDLNにおける情報収集等

2019年5月のPDLN年次総会での情報収集のほか、2020年2月に開催されたメンバー対象のセミナーにおいて、EUにおけるDSM(Digital Single Market)構築に関する説明会が開催され、EUが検討中のデジタル規制についての紹介と質疑が行われた。また、このデジタル規制がMMOに与える影響についても議論がなされた。

③ 文化庁との連携

2019年8月に東京で開催された文化庁&WIPO東京特別研修に参加し、アジア各国の著作権局職員と意見交換を行ったほか、12月には日韓著作権フォーラムに参加し、韓国著作権局職員との意見交換を行った。

#### 4. 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業

2019 年度は、5 月の元号変更および消費税の改定が 10 月に行われた影響で、既契約者からの契約書ならびに使用料規程の内容や使用料算定に係る質問が多く寄せられた。また、電磁的複製利用に関しては複製物の共有方法に関する問合せが目立った。一般からの著作物の利用に関する質問については、一部の出版者の著作物を除き減少した。

#### 5. その他

##### (1) 組織のあり方に関する検討

組織のあり方に関するワーキング・チームを 6 月に設置し、合計 4 回の検討を行った。この結果、事務局運営体制の整備と改善、組織運営体制の整備と改善、役員報酬等の整備と改善について、課題を精査し、必要な対応案を策定、理事会に報告した。この検討結果を受け、2020 年 2 月開催の臨時社員総会で、定款の一部変更及び役員報酬に関する規程の改定を行った。

##### (2) 委員会の整備

定款変更に伴う根拠規程整備を踏まえ、委員会を再編し、分配委員会を設置した（従来設置されていた委員会のうち、運営委員会は廃止、総務委員会は具体的な検討項目が明らかになったところで設置を検討）。

##### (3) 事業継続計画（BCP<sup>1</sup>）の整備

新型コロナウイルス感染症対応を見据えたテレワーク環境の構築等、緊急事態に備え、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法に関する BCP の整備に着手した。

2019 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条 第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以上

---

<sup>1</sup> Business Continuity Plan の略。